

職場で出来る

新型インフルエンザ対策とは?!

新型インフルエンザって？



毎年流行するインフルエンザとは異なり、ほとんどの人が免疫をもっていないため、大きな健康被害と社会的影響が生じることが予想されている感染症です。

新型インフルエンザはいつ発生するかわかりません。

新型インフルエンザ発生時の対応

事業者は自ら対策に取り組むとともに、職員が「個々の職員ができる対策」に取り組むよう指導することが求められます。

事業者が行うべき対策



①症状のある職員を出勤させない

発熱や咳などの症状のある職員の出勤停止を促しましょう。

②職場の感染対策

(例) 職場の清掃・消毒、職員の体温測定等。

※清掃消毒のポイント：人がよく触れるところを念入りに！

(例) ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、トイレの流水レバー、便座、机、椅子。



③事業所で発症者が出た場合の対処

職場内で発症疑いの人がいいたら、個室に移動させましょう。

「帰国者・接触者相談センター」に連絡して指示を受けましょう。

④海外出張への対応

外務省が出す感染症危険情報や現地の在外公館の情報を踏まえ、発生国に海外出張する職員等に、必要に応じて出張中止（延期）指示を出しましょう。



詳細は、[新型インフルエンザ等対策ガイドラインP.176～179](#)

個々の職員ができる対策

- ①38度以上の発熱、咳、だるい等の症状があれば出社しない。
- ②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を行う。
- ③外出する場合は人混みに近づかない。
- ④咳やくしゃみなどの症状のある人には極力近づかない。
- ⑤手で口と顔を触らない（接触感染を避けるため）。

詳細は、[新型インフルエンザ等対策ガイドラインP.176\(2\)](#)

※なお、個々の職員ができるこれらの対策は、毎年冬に流行する季節性インフルエンザの対策と同じです！



新型インフルエンザが 発生する前から取り組むべきこと

事業者は平時から、職場に適した感染対策を検討の上
新型インフルエンザ発生時の行動計画を立て、
職員に共有しておくことが重要です。

新型インフルエンザ特設HPのご紹介



http://www.cas.go.jp/jp/influenza/2018_2019_toku.html



(お問い合わせ先)
内閣官房新型インフルエンザ等対策室
TEL. 03-5253-2111 (代表)